

青森県報

第二千八百二十六号

平成十九年
八月三十一日
(金曜日)

目次

告示

- 私立学校審議会の委員の定数の一部改正…………… (総務学事課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (高齢福祉課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 二

公告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 二
- 右 …… (同) …… 三
- 右 …… (同) …… 三
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (同) …… 三
- 県営林(県行造林)の立木の売却に係る一般競争入札…………… (林政課) …… 四
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (経理課) …… 四
- 右 …… (同) …… 五
- 右 …… (同) …… 五
- 右 …… (同) …… 五
- 教育委員会…………… …… ……
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (学校施設課) …… 六

告示

青森県告示第六百三十二号

昭和二十五年三月十四日青森県告示第七十六号(私立学校審議会の委員の定数)の一部を次のように改正する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「十一人」を「十人」に改める。

青森県告示第六百三十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者 主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービスの種 類	居宅サ ービス事業を 行 う 事 業 所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
医療法人 芙蓉会	青森市大字雲谷 字山吹九三の一	短期入所 療養介護	村上病院	青森市青柳二丁 目五の一七	平成 一九・八・一
施設内 科 産婦人科 リニツク 江渡博之	和田市西三番 町一の二八	居宅療養 管理指導	施設内 科 産婦人科 リニツク	和田市西三番 町一の二八	一九・五・三
医療法人 明	上北郡六戸町大 字犬落瀬字堀切 沢五九の一〇七	訪問介 護	医療法人 明	上北郡六戸町大 字犬落瀬字堀切 沢五九の一〇八	一九・七・三

社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三六	訪問介護	五戸町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三六	一九・六・三〇
田子町	三戸郡田子町大字田子天神堂平八一	居宅療養管理指導	田子町国民健康保険町立田子病院	三戸郡田子町大字田子前田二の二七	一九・三・三三
田子町	三戸郡田子町大字田子天神堂平八一	訪問リハビリテーション	田子町国民健康保険町立田子病院	三戸郡田子町大字田子前田二の二七	"

青森県告示第六百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人明中央会	上北郡六戸町大字大瀨字堀切沢五九の一〇七	医療法人明中央会シニアミツシヨ	上北郡六戸町大字大瀨字堀切沢五九の一〇八	平成一九・七・三三
社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三六	五戸町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三六	一九・六・三〇
田子町	三戸郡田子町大字田子天神堂平八一	田子町国民健康保険町立田子病院	三戸郡田子町大字田子前田二の二七	一九・三・三三



青森県告示第六百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第一百五十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三六	介護予防訪問介護	五戸町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三六	一九・六・三〇
医療法人芙蓉会	青森市大字雲谷字山吹九三の一	介護短期入所療養介護	村上病院	青森市青柳二丁目五の一七	平成一九・八・一
田子町	三戸郡田子町大字田子天神堂平八一	介護予防訪問リハビリテーション	田子町国民健康保険町立田子病院	三戸郡田子町大字田子前田二の二七	一九・三・三三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年八月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つがる縄文の会

三 代表者の氏名

成田 秀秋

四 主たる事務所の所在地

つがる市木造千代町五二

五 定款に記載された目的

この法人は、縄文文化に関心のある方々に、つがる地域の縄文遺跡等に関する情報を発信すると同時に体験活動をおして縄文文化理解の深化を図る。また、縄文遺跡の情報網の構築と交流活動の活発化により縄文遺跡群の世界遺産登録を目指し、併せて地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年八月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ソフトボールクラブ

三 代表者の氏名

久保 壽光

四 主たる事務所の所在地

八戸市北白山台一丁目八の二六

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、ソフトボール競技の振興や普及啓発に関する事業を行うことにより、健康を増進し、生活の質の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 a o m o r i は今日もツイている推進プロジェクト

三 代表者の氏名

中村 昭逸

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字沢部四三八の一四

五 定款に記載された目的

この法人は県民一人一人が地域社会のなかで本来の豊かさ感をもって生活ができるような支援環境及び支援教育を充実させる為に、「言葉の力」の重要性を理念とした講演及び製作事業、事業所に対する経営支援事業、若年層に対する職業意識のモチ方と起業人への支援事業など県民がより一層の幸福を実感できる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人弘前こどもコミュニティ・ピーぷる

三 代表者の氏名

中畑 信子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字百石町三の一

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや子どもに関わる個人、諸団体に対して、地域の子どもの健全な育成と子育てに悩む親のための子育て支援として、日常的なつながりによる親子揃っての居場所を提供し、人と人とのふれあいによる子育て支援をおこない、子どもの育ちを喜びあえる地域社会の構築に貢献することを目的とする。

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件（立木）の売却

所 在 地	樹 種	林 齢	本 数 (本)	材 積 (m ³)
むつ市川内町館山下二七五の四三	スギ	七 年 生	四、〇四八	三、〇一〇・五四

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

むつ市川内町館山下二七五の四三

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目一の八

むつ合同庁舎 旧館三階大会議室

2 日時

平成十九年十月五日（金） 午後一時

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは六ヶ月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十九年九月十四日午後一時までにむつ市中央一丁目一の八むつ合同庁舎旧館三階大会議室に集合し、むつ市川内町館山下二七五の四三まで移動して現場説明を行う。

3 問い合わせ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ

電話 〇一七・七三四・九五二一

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車(三トン級) 三台
- 二 調達方法
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局経理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十九年七月三十日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
東北TCM株式会社
宮城県仙台市宮城野区葦畔一三九
- 七 契約金額
三千九百三十七万五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した
者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効
な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十九年六月八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令
第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
ロータリー除雪車(二・六メートル) 二台
- 二 調達方法
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局経理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十九年七月三十日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社カワサキマシシステムズ
大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一の二九
- 七 契約金額
四千六百六十二万円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した
者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効
な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十九年六月八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令
第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
除雪グレーダ（四・〇メートル） 二台
- 二 調達方法
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局経理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
随意契約
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十九年七月三十日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
コマツ青森株式会社
青森市大字三内字丸山三九三の一八八
- 七 契約金額
四千六百四十一万円
- 八 随意契約の理由
再度の入札に付し落札者がないので、最低入札価格者と地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定により随意契約としたものである。
- 九 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な見積りを行ったので、契約の相手方としたものである。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年七月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
カメイ株式会社
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一の一八
- 六 契約金額
一キロリットル 七万三百五十円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十九年六月十五日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭